(汚染廃棄物関係)

回答目治体名	ı :	——福島市	
坦 出 出 理 定	瑨	倍 邨洁昂答理理	

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、 環境省ホームページに掲載する予定です。

> ※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。 ※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

指定廃棄物が自然減衰により、数年後8,000Bq/kg以下となった場合について、国では指定解除の手続きを検討しているとの報道があるが、指定廃棄物に指定されたものについては、その後の放射能濃度に関係なく、国が責任をもって最終処分を行っていただきたい。

2	対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

福島県内の8,000Bq/kg以下の特定一般廃棄物についても、8,000Bq/kg超と同様に国の責任で最終処分を行っていただきたい。

ご協力ありがとうございました。